

## 西宮市高年齢者就業機会確保事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」(昭和46年法律第68号)(以下「法」という。)第36条の規定に基づき、公益社団法人西宮市シルバー人材センター(以下「補助事業者」という。)が行う高年齢者の就業機会を提供する事業に要する経費の一部を補助金として交付することにより高年齢者の福祉の増進と地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

### (規定の適用)

第2条 補助事業者に対する補助金の交付については、補助金等の取扱いに関する規則(昭和58年西宮市規則第81号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる

### (補助対象経費及び補助金の額)

第3条 この補助金の対象経費は、法第38条に掲げる業務を行うために必要な経費とする。

2 補助金の額は、別表に定める額の合計かつ予算の範囲内で交付する。

### (交付申請)

第4条 補助事業者は高年齢者就業機会確保事業補助金交付申請書(様式第1号)を毎年4月10日までに提出しなければならない。

2 前項の交付申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 補助金算定内訳書(様式第2号)
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) その他市長が特に必要と認めるもの。

### (交付の決定)

第5条 市長は前条に規定する申請があつたときは、速やかに審査を行い補助金の交付の適否を決定する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金の額、交付時期その他必要な事項を記載した補助金交付決定通知書(様式第3号)により、補助事業者に通知する。

3 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助事業の内容の変更)

第6条 補助事業者は、補助事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその内容、理由その他必要な事項を記載した補助事業変更等申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽易な変更はこの限りでない。

2 第4条の規定は、前項の規定による変更の申請があった場合に準用する。

(補助金の請求)

第7条 補助事業者は、補助金の請求をしようとするときは、第4条に規定する補助金交付決定通知書の定めるところに従い、補助金交付請求書(様式5号)に補助金交付決定通知書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助金の交付の決定に係る市の会計年度終了後60日以内に、補助事業の実績その他必要な事項を記載した補助事業実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助金精算内訳書(様式第7号)

(2) 収支決算報告書及び監査報告書。

(3) その他市長が必要と認める書類。

(実績報告の審査等)

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の内容が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを審査し、その結果を補助事業者に通知する。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、当該実績の補助対象経費の支出が補助金の額に満たないと認める場合には、補助事業者に対し、補助金の精算を命じなければならない。ただし、市長が特に認めるものについては、この限りでない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は産業文化局長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。

付 則

この要綱は、平成19年12月19日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

ただし、平成29年度以前の補助金については、改正前の要綱を適用する。

別 表

算定1	常務理事、事務局長、総務課長の人件費相当額。
算定2	国庫補助対象経費から国庫補助金額を差し引いた額。ただし、補助限度額を20,000千円とする。

様式第1号

平成 年度補助金交付申請書

平成 年 月 日

西宮市長

様

申請者

次のとおり補助金の交付を受けたいので、西宮市高年齢者就業機会確保事業補助金交付要綱第3条の規定により、申請します。

- 1 補助金の名称 西宮市高年齢者就業機会確保事業補助金
- 2 補助事業の目的及び内容  
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第36条の規定に基づいて高年齢者の就業機会を提供する事業を行い、高年齢者への福祉の増進を図る。
- 3 補助事業の経費 金 円
- 4 補助金の交付申請額 金 円
- 5 添付書類
  - (1) 補助金算定内訳書
  - (2) 事業計画書
  - (3) 収支予算書

様式第2号

補助金算定内訳書

- 1 国庫補助対象経費 金 円  
内訳 別添のとおり
- 2 国庫補助金見込額 金 円  
内訳 高年齢者就業機会確保事業補助金 千円
- 3 (算定1の額)  
(1) 内容  
内訳  
(2) 内容  
内訳  
(3) 内容  
内訳
- 算定額 金 円
- 4 (算定2の額)  
1から2を差し引いた額と20,000,000円と比較して低い額  
 $> 20,000,000$   
金 円
- 5 補助金交付対象額(3+4) 金 円
- 6 補助金交付申請額 金 円

※1、2については、国庫補助申請書類の写しを添付して下さい。

様式第 3 号

平成 年度 補助金交付決定通知書

西 指令第 号  
平成 年 月 日

公益社団法人西宮市シルバー人材センター  
理事長 様

西宮市長

平成 年 月 日付で交付申請のあった西宮市高年齢者就業機会確保事業補助金については、西宮市高年齢者就業機会確保事業補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり交付することと決定したので、同上第 2 項の規定により通知します。

- |            |                    |  |   |
|------------|--------------------|--|---|
| 1 補助事業の名称  | 西宮市高年齢者就業機会確保事業補助金 |  |   |
| 2 補助金交付決定額 | 金                  |  | 円 |
| 3 交付時期     | 平成 年 月 日           |  |   |
|            | 金                  |  | 円 |
|            | 平成 年 月 日           |  |   |
|            | 金                  |  | 円 |

様式第 4 号

平成 年度補助事業変更等申請書

平成 年 月 日

西宮市長

様

申請者

(所在地)

(申請者)

(代表者)

補助事業等の内容の変更（廃止、中止）をしたいので西宮市高年齢者就業機会確保事業補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により申請します。

- 1 補助金の名称 西宮市高年齢者就業機会確保事業補助金
- 2 交付決定の指令年月日及び番号
- 3 補助金交付決定額
- 4 補助金交付済額
- 5 補助金変更交付申請額
- 6 差引増減額
- 7 補助事業の変更（廃止、中止）の理由
- 7 その他
- 8 添付書類
  - (1) 補助金算定内訳書
  - (2) 収支補正予算書

様式第 5 号

平成 年度補助金交付請求書

平成 年 月 日

西宮市長 様

請求者

西宮市青木町 2 番 5 号

公益社団法人西宮市シルバー人材センター  
理事長

平成 年 月 日付西 指令第 号により交付決定を受けた西宮市高  
年齢者就業機会確保事業補助金について西宮市高年齢者就業機会確保事業補助  
金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり請求します。

- 1 補助金の名称 高年齢者就業機会確保事業補助金
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 補助金交付済額 円
- 4 今回請求額 円
- 5 添付書類  
(1) 補助金交付決定通知書の写し

様式第 6 号

平成 年度補助事業実績報告書

平成 年 月 日

西宮市長 様

申請者

(所在地)

(申請者)

(代表者)

平成 年 月 日付西 指令第 号をもって交付決定を受けた西宮市高年齢者就業機会確保事業が完了しましたので、西宮市高年齢者就業機会確保事業補助金交付要綱第 8 条の規程により、その実績を報告します。

- 1 補助金の名称 西宮市高年齢者就業機会確保事業補助金
- 2 補助金交付決定額
- 3 補助金交付済額
- 4 補助事業の経過及び内容
- 5 事業費
- 6 その他
- 7 添付書類
  - (1) 補助金精算内訳書(様式第 7 号)
  - (2) 事業報告書
  - (3) 収支決算報告書及び監査報告書
  - (4) その他

様式第 7 号

補助金精算内訳書

- |   |                                      |           |   |
|---|--------------------------------------|-----------|---|
| 1 | 国庫補助対象経費                             |           | 円 |
|   | 内訳                                   | 別紙 1 のとおり |   |
| 2 | 国庫補助金交付済額                            |           |   |
|   | 内訳                                   |           |   |
| 3 | 算定 1 の額                              |           |   |
|   | (1) 内容                               |           |   |
|   | (2) 内訳                               |           |   |
|   | (3) 算定額                              |           |   |
| 4 | 算定 2 の額                              |           |   |
|   | 1 から 2 を差し引いた額と 20,000,000 円と比較して低い額 |           |   |
|   |                                      | 金         | 円 |
| 5 | 補助金実績額 (3 + 4)                       | 金         | 円 |